

令和7年度 宮古島市がんばる介護職員等応援表彰

Q & A

	Q	A
1	市内の他事業所で勤務した期間を通算すると10年だが該当か。	該当します。宮古島市内の介護事業所等で勤務していた期間が対象となりますので、職員の申告に基づき、推薦する事業所の判断で通算してください。
2	市外の同一法人の事業所で勤務した期間を通算してもよいか。	通算できません。宮古島市内の介護事業所等での勤務期間が対象です。
3	通所介護事業所に当初無資格で入職、6年目に介護福祉士を取得し、今年で勤務開始から10年になった場合、無資格の勤務期間は含めることができるか。	無資格の期間に利用者の処遇に直接関わる業務（介護職員等）に従事していれば、勤務期間に含めて構いません。 事務や調理等の利用者の処遇に直接関わらない業務であれば含めることができません。
4	介護福祉士等の資格を持っているが、事務職として勤務している者は、該当か。	対象になりません。資格を活かして介護職員等として勤務している期間が対象となります。
5	1週間当たりの所定労働時間が20時間の職員は対象か。	対象ではありません。常勤職員または常勤職員に準ずる職員（1週間当たりの所定労働時間が30時間以上）が対象です。
6	派遣職員は対象か。	対象になりません。介護事業所等と直接雇用契約を結んでいる方が対象です。
7	勤務期間が9年の介護職員等がいるが、10年表彰の該当者として推薦してよいか。	「10年以上20年未満」又は「20年以上」の方が対象なので推薦できません。来年度以降にご推薦ください。
8	令和7年10月1日に丸10年勤務になる介護職員は推薦してよいか。	令和7年4月1日時点で10年以上20年未満又は20年以上が対象なので推薦できません。来年度以降にご推薦ください。
9	年齢の制限はあるか。	年齢は問いません。
10	勤務期間が当てはまる者がいない。	該当者がいなければ推薦書の提出は不要です。
11	令和7年9月30日付け退職者は対象か。	対象になりません。推薦日時点で介護事業所等に勤務している方が対象です。 推薦後に退職が決まった方は至急高齢者支援課までご連絡ください。
12	過去に勤務した事業所が廃止しているが、勤務期間を通算できるか。	通算可能です。
13	介護保険制度施行前に宮古島市内の介護事業所等に勤務していた期間は、通算できるか。	通算できません。介護保険制度施行前（平成12年3月以前）は、対象外とします。
14	介護事業所で2年勤務した後、一度別業種で勤務し（又は介護事業所を退職）、その後再び介護事業所で勤務している。介護事業所で勤務していた期間が連続していないが、表彰対象となるか。	介護事業所等で勤務した期間を合算して10年以上20年未満又は21年以上勤続の方であれば対象です。ただし、宮古島市内の介護事業所等である必要があります。
15	育休・産休等の期間は勤務期間に含めてもよいか。	産前産後休暇、育児休業又は介護休業の期間は含めることができません。
16	病気療養で入院していた時期がある。勤務期間に通算してよいか。	通算できません。